

年金制度について

皆さん、初めまして社会保険労務士の辰巳周平です。今回は年金制度についてのあれこれをお話しいたします。社会保険労務士と聞いてもなかなか具体的にどんな仕事をしている職業なのかピンとこない方も多いのではないのでしょうか？

社会保険労務士とは労働及び社会保険法令に基づいた書類を各行政機関に提出代行をしたり、企業内での労務・人事管理を行うとともに、就業規則の作成や見直し、個別労働紛争の解決を行ったりする労務のエキスパートです。さらに、年金を扱う唯一の国家資格者でもあります。今回は、この年金制度の中でも免除制度にスポットを当てて解説したいと思います。

年金は大まかに分類すると2種類に分かれます。まず、一番よく知られているのが厚生年金の被用者。簡単にいうとサラリーマンですね。会社勤めをして、お給料から厚生年金保険料と健康保険料を天引きされている人たちです。これには共済組合員、つまり公務員や公立学校・私立学校に勤務する教師等も含まれます。

呼び名は民間被用者を第1号厚生年金被保険者、国家公務員等を第2号厚生年金被保険者、地方公務員等を第3号厚生年金被保険者、私学教職員を第4号厚生年金被保険者といいます。

平成27年10月より共済年金は厚生年金に一元化されましたので、上記のように、今後は共済年金という名称はなくなります。しかしながら、各共済組合がなくなるわけではなく、組織としては存続します。ワンストップサービス、つまり、すべての手続きを年金事務所もしくは共済組合で行えるようになったということですが、いくつか例外があり、障害年金はその中の一つです。

そして、これらの厚生年金被保険者に扶養されている配偶者を国民年金第3号被保険者と言います。いわゆる主婦年金と言われているものですね。夫がサラリーマン（公務員含む）で妻が専業主婦という一般的なスタイルです。

ただ、昨今この形態はずいぶん変化していきまして、妻がフルタイムで働きに出て、夫が家事・育児全般をこなすというモデルも多く見られるよう

になってきました。この場合、夫が扶養されているということなので、逆3号などと呼んだりします。ただ、夫が妻に扶養されるなんてと敬遠するケースが多く、申請数としてはまだまだ少数のようです。

実は、この敬遠しているのは夫ではなく妻のほうが圧倒的に多いというデータがあります。夫はあっけらかんとしたもので妻の扶養に入ることに抵抗はなくても、妻のほうが渋るというパターンですね。これはやはり、会社を通じて扶養の申請をするわけですから、夫を扶養に入れるということが会社に知れてしまうわけです。そうすると、「ヒモみたいな生活をしていると思われたらどうしよう、失業して働き口がなくてかわいそうなんて思われたらイヤだわ」などといらぬ想像を巡らしてしまうのでしょうか。しかし、これは男女に区別のないれっきとした制度ですから、利用すべきところは恥ずかしがらずにどんどん利用すべきだと思います。

ただし、この国民年金第3号に入れるかどうかには基準が設けられています。年収が130万円未満、障害年金受給レベルの障害の状態にある場合には180万円未満であること。加えて、扶養されようとする人の収入がおおむね被保険者の年間収入の2分の1未満であることです。もしこれに該当するようであれば、堂々と会社に申請しましょう。

次に、上記以外、つまり自営業者や要件を満たせず国民年金第3号にはなれない人たち、20歳以上のいわゆるフリーターの人たちが各自で加入するのがいわゆる国民年金です。国民年金第1号被保険者と言います。現在の月額保険料は1万6260円です(平成28年度)。厚生年金の場合は、お給料によって天引きされる保険料が異なりますが、この国民年金は定額制です。つまり、年収が1000万円を超えるような人でも、年収が100万円に満たない人でも月額保険料に差はありません。

ですから、将来受け取る年金額にも差はないわけです。20歳から60歳まですべて国民年金期間のみで未納がなければ78万100円です。しかし、長い人生、いろんな事情で払えない時期だってありますよね。そんな時にはどうしたらいいのでしょうか。

つい最近、国民年金の納付率が過去最低を記録したというニュースがありました。年金を専門としている社労士にとってはため息のするような結果です。払えない(もしくは払わない)理由としては、失業してしまい国民年金を支払う余裕がないというような生活に困窮している場合や、「払ったってどうせもらえないでしょ」というような特に若い世代に目立つ年金制度自体に不信感を抱いている場合、また、さらに若い世代においては「年金?なにそれ?」というような制度自体を知らない場合もあります。

年金は歳がたってからもらうものという思い込みが若年世代にはありますが、決してそうではありません。遺族年金や障害年金を請求しなければいけないというのは、明日誰にでも起こりうる出来事です。夫や妻、もしくは子が死亡した、または自分自身に思わぬ病気が見つかったり、突然交通事故に巻き込まれて手足が不自由になったり、こういったことは年齢に関係ありませんよね。

そして、いざ、それを請求しようとした時に、年金を納めていなかったために一銭ももらえないという悲劇が起こります。年金は福祉制度ではありませんので、納めていない人間には非常に冷酷です。

でも、納めたくても納められない時だってあります。年収が1000万円もあれば簡単に支払えることでも、月に6万円しか収入がないのに、そこから1万6000円も支払わなければいけないのはどう考えたってムリがあります。そんな時のために国は免除制度というものを用意しているのです。

現在の免除制度は多段階免除制度とあって、申請者（一人世帯ではない場合、世帯主）の前年の収入によって免除の率が違って全部で4種類あります。全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除です。しっかりした基準が設けられていますが、計算方法が複雑ですので、お近くの市区町村役場の国民年金課に出向くことをおすすめします。

当然、申請したうえで審査があるわけですが、ある程度どこの免除に該当しそうだということは教えてくれるのではないかと思います。この際、仮に退職して間もない場合は、離職票の写し等（退職したことがわかるもの）を持参すれば前年の収入を0とみなしてくれますので、全額免除が通る可能性が高くなります。もちろん、60歳未満で扶養していた夫や妻がいる場合は同時に手続きがいります。ここを失念して自分の手続きだけをしてしまうと、後々面倒なことになりますので、60歳未満の扶養している配偶者がいる場合は必ず同時に国民年金第1号被保険者としての手続きをしましょう。

また、このほかにも、学生納付特例というものがあります。20歳以上の学生（大学や専門学校、視覚支援学校等も含む。60歳未満であれば年齢は関係ない）であれば申請することができます。これは免除ではなくあくまで納付を猶予するという意味ですので、10年以内に支払うことが原則です。

しかし、たとえ支払わなかったとしても、その学生納付特例期間は年金を受け取るための必要期間に参入されます。ただし、金額には反映されませんので、受け取る金額が減ってしまいます。この納付を猶予する期間に

はもう一つ申請方法があります。若年者納付猶予制度といいます。30歳未満で前年の収入がある一定以下の場合（配偶者がいる場合は配偶者の収入含む）、納付を猶予してもらえます。これもあくまで猶予ですので、後に支払わなければ将来受け取る年金に大きな影響がでます。

しかし、こういった免除や猶予の制度を申請していると、この間に障害を負ったり、配偶者や子を亡くすような事態に見舞われたとしても年金を受給できる可能性が非常に高くなります。今は払えないという意思表示を明確に示したうえで、申請して認可されているわけですから、未納とは全く意味が違います。

また、障害年金2級以上の受給者は法定免除といって、申請すれば当然に全額免除が通ります。障害年金2級以上の受給者が受け取る障害基礎年金は、20歳から60歳までの40年間漏れなく納付した満額の年金と同額ですから、これ以上納付しても意味をなさないということです。しかしながら、障害年金は一度受給したからといって永久にもらえるわけではありません。当然症状が改善すれば支給停止となります。その際、この免除期間が響いて65歳時に受け取る老齢年金が低額となる可能性が高まります。そのような事態が予想される場合、つまり、症状の改善が期待できる傷病の場合は、免除ではなくあえて納付するという選択肢も考慮しなければいけません。

ただし、国民年金第3号優先（全額免除より有利）ですので、たとえ2級以上の年金受給者であっても、厚生年金被保険者の夫または妻の扶養に入っている場合はわざわざ免除に切り替える必要はありません。

こうして、免除制度一つを見ても、知らないで損をすることばかりです。国もパンフレットやホームページで広報していますが、なにより私たち自身がこういった情報や知識を積極的に知ろうとしないかぎり、目に飛び込んできませんよね。

そして、これが何より大事ですが、知りえた情報はどんどん周りの友人に広めていきましょう。情報格差による不利益がでないよう、私たちができることは情報の共有、それにつけるのではないのでしょうか。